

令和7年沖縄県公安委員会規則第16号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則を次のように定める。

令和7年12月26日

沖縄県公安委員会

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則（平成6年沖縄県公安委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（令和7年沖縄県条例第54号。以下「条例」という。）の規定により規則に委任された事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（プレジャーボートの種類）

第2条 条例第2条第10号の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) カイトボード
- (2) サーフボード
- (3) 水上オートバイ
- (4) 水中翼船
- (5) セールボード
- (6) ペダルボート
- (7) ボディボード
- (8) モーターボート
- (9) ヨット
- (10) 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の構造又は形状を有する船舶又は水上運動用具（次条に掲げるものを除く。）

（カヌー等の種類）

第3条 条例第2条第11号の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) カヌー
- (2) カヤック
- (3) スタンドアップパドルボード
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の構造又は形状を有する船舶又は水上運動用具（海水浴場開設の届出）

第4条 条例第5条第2項に規定する届出書の様式は、様式第1号の海水浴場開設届出書のとおりとする。

2 前項の海水浴場開設届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 海水浴場として使用する海域及び海浜の区域並びに当該区域に設置する施設、設備等を示す図面
- (2) 海水浴場として使用する海域及び海浜における施設、設備等の設置について権原を有することを証明する書類の写し
- (3) 海水浴場を開設するに当たり、漁業従事者又は漁業協同組合との間に海域の利用に関する協議書等を取り交わしている場合には、その写し
- (4) 海水浴場として使用する海浜に接続する土地に施設、設備等を設置して使用する場合には、当該土地及び施設、設備等の使用について権原を有することを疎明する書類の写し
- (5) 水難救助員に係る様式第2号の資格者名簿の写し
- (6) 海水浴場を開設しようとする者が個人である場合は、次に掲げる書類
 - ア 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。第13条第2項第5号ア及び第17条第2項第13号アにおいて同じ。）
 - イ 条例第5条第3項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ウ 身分証明書（市町村長が発行したものに限る。）
 - エ 未成年者で海水浴場を開設しようとするに関し、法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面

- (7) 海水浴場を開設しようとする者が法人である場合は、次に掲げる書類
- ア 定款及び登記事項証明書
 - イ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類
 - ウ 役員に係る条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - エ 条例第5条第3項第9号に該当しないことを誓約する書面

- (8) 海水浴場を開設しようとする者が法人でない団体の場合は、次に掲げる書類
- ア 組織及び運営に関する定めを記載した書類並びに代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）
 - イ 役員に係る第6号ア及びウに掲げる書類
 - ウ 役員に係る条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - エ 条例第5条第3項第9号に該当しないことを誓約する書面

（心身の故障により海水浴場の開設等を適正に行うことができない者）

第5条 条例第5条第3項第6号（条例第14条及び第18条において読み替えて準用する場合を含む。）の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により海水浴場の開設、催物の開催又は海域レジャー事業（条例第15条第1項各号の事業をいう。以下同じ。）を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（海水浴場の変更等の届出）

第6条 条例第6条に規定する届出書の様式は、様式第3号の海水浴場廃止・変更届出書のとおりとする。

- 2 海水浴場の変更の届出に際しては、第4条第2項各号に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必要となる書類の写しを海水浴場廃止・変更届出書に添付するものとする。

（海水浴場開設等の通知）

第7条 条例第7条第1項の規定による通知は、様式第4号の海水浴場開設通知書により行うものとする。

- 2 前項の海水浴場開設通知書には、第4条第2項第1号及び第5号に掲げる書類を添付するものとする。
- 3 条例第7条第2項の規定による通知は、様式第5号の海水浴場廃止・変更通知書により行うものとする。
- 4 海水浴場の変更の通知に際しては、第4条第2項第1号及び第5号に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必要となる書類の写しを海水浴場廃止・変更通知書に添付するものとする。

（浮標等の設置及び撤去）

第8条 条例第8条第1項第1号による浮標等は、潮の干満その他それぞれの海水浴場の状況に適応した形態で設置するものとし、海水浴場を公衆の利用に供する期間が満了したときは、速やかに撤去しなければならない。

（遊泳上の遵守事項の基準）

第9条 条例第8条第1項第2号の規定による遊泳上の遵守事項の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 遊泳を行うことのできる区域として標示された区域内で遊泳すること。
- (2) 危険箇所として標示された区域内に立ち入らないこと。
- (3) 遊泳時間として指定された時間以外に遊泳しないこと。
- (4) 赤旗が掲示される等の方法で遊泳が禁止された場合は、遊泳しないこと。
- (5) 飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な遊泳ができない状態にあるときは、遊泳しないこと。
- (6) 他の遊泳者に迷惑のかかる行為をしないこと。
- (7) 小学校第2学年修了前の子ども（8歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。第39条第5号において同じ。）の遊泳には、必ず保護者が付き添うこと。
- (8) 遊泳中に負傷し、又は事故があった場合は、直ちに監視人、水難救助員等に連絡すること。
- (9) 監視人及び水難救助員の指示又は指導に従うこと。

（水難救助員の資格基準）

第10条 条例第8条第1項第4号、第19条第1項第4号、第21条第1項第4号及び第24条第1項第4号に規定する水難救助員の資格基準は、当該水難救助員が次の各号のいずれかの要件を満たしていることとする。

- (1) 日本赤十字社又は公安委員会が行う水難救助技術等の講習を受けた者であること。

- (2) 前号で規定する者と同等以上の水難救助技術等の知識を有すると認められる者であること。
(海水浴場開設者の設備等の整備)

第11条 条例第8条第2項第3号の公安委員会規則で定める設備等は、次に掲げるものとする。

- (1) 監視台
- (2) 救急用品を備えた救護所
- (3) 非常連絡用電話
- (4) 応急処置用人工蘇生器
- (5) 遊泳禁止標示用器材
- (6) その他水難事故防止に必要と認められるもの
(標識の種類)

第12条 条例第9条第4項に規定する標識の種類、様式等は、別表第1のとおりとする。

(催物の開催の届出)

第13条 条例第11条第2項に規定する届出書の様式は、様式第6号の催物開催届出書のとおりとする。

2 前項の催物開催届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 催物を開催する海域又は内水域を示す図面
- (2) 他の法令の規定により、海域又は内水域の利用に関し許可を受けることが求められている場合には、当該許可を得たことを証明する書類の写し
- (3) 催物を開催するに当たり、漁業従事者又は漁業協同組合との間に海域又は内水域の利用に関する取決めを行った場合は、その内容を明らかにする書類の写し
- (4) 広告又は宣伝の用に供される文書図画その他の催物の概要を記載した書類がある場合は、その写し
- (5) 催物を開催しようとする者が個人である場合は、次に掲げる書類
 - ア 住民票の写し
 - イ 条例第14条において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ウ 身分証明書（市町村長が発行したものに限る。）
 - エ 未成年者で催物を開催しようとするに関し、法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面
- (6) 催物を開催しようとする者が法人である場合は、次に掲げる書類
 - ア 定款及び登記事項証明書
 - イ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類
 - ウ 役員に係る条例第14条において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - エ 条例第14条において読み替えて準用する条例第5条第3項第9号に該当しないことを誓約する書面
- (7) 催物を開催しようとする者が法人でない団体の場合は、次に掲げる書類
 - ア 組織及び運営に関する定めを記載した書類並びに代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）
 - イ 役員に係る第5号ア及びウに掲げる書類
 - ウ 役員に係る条例第14条において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - エ 条例第14条において読み替えて準用する条例第5条第3項第9号に該当しないことを誓約する書面
(届出等を要しない催物)

第14条 条例第11条第3項に規定する届出及び条例第13条第3項に規定する通知を要しない催物は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設の行事として行われるもののうち、その本来の目的を主たる目的とするものとする。

(催物開催の変更等の届出)

第15条 条例第12条の規定による届出は、様式第7号の催物開催中止・変更届出書により行うものとする。

2 催物開催の変更の届出に際しては、第13条第2項に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必要となる書類の写しを催物開催中止・変更届出書に添付するものとする。

(催物の開催等の通知)

第16条 条例第13条第1項の規定による通知は、様式第8号の催物開催通知書により行うものとする。

2 前項の催物開催通知書には、第13条第2項第1号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。

3 条例第13条第2項の規定による通知は、様式第9号の催物開催中止・変更通知書により行うものとする。

4 催物開催の変更の通知に際しては、第13条第2項第1号又は第4号に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必要となる書類の写しを催物開催中止・変更通知書に添付するものとする。

(事業の届出)

第17条 条例第15条第2項に規定する届出書の様式は、様式第10号の海域レジャー事業届出書のとおりとする。

2 前項の海域レジャー事業届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業所の図面及び付近の図面

(2) 事業所の使用について権原を有することを疎明する書類の写し

(3) 事業のために使用する海域、内水域又は海浜に設備等を設置して使用する場合には、当該設備等の設置について権原を有することを証明する書類の写し(条例第15条第1項第4号に掲げる事業(以下「潜水業」という。))及び条例第15条第1項第5号に掲げる事業(以下「スノーケリング業」という。)を除く。)

(4) 海域レジャー事業を開始するに当たり、漁業従事者又は漁業協同組合との間に海域の利用に関する協議書等を取り交わしている場合には、その写し(潜水業及びスノーケリング業を除く。)

(5) 利用者に提供するプレジャーボートの型式、形状等に関する書類の写し(条例第15条第1項第1号に掲げる事業(以下「プレジャーボート提供業」という。))に限る。)

(6) 利用者に提供するカヌー等の型式、形状等に関する書類の写し(条例第15条第1項第3号に掲げる事業(以下「カヌー等提供業」という。))に限る。)

(7) 利用者に利用させる水上設置遊具の形状、寸法、構造等に関する書類の写し及び当該水上設置遊具の写真(条例第15条第1項第6号に掲げる事業(以下「水上設置遊具運営業」という。))に限る。)

(8) 水難事故が発生した場合において、直ちに利用できるような方法で救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えていることを疎明する書類(プレジャーボート提供業、カヌー等提供業及び水上設置遊具運営業に限る。)

(9) 水難救助員に係る資格者名簿の写し(プレジャーボート提供業、カヌー等提供業及び水上設置遊具運営業に限る。)

(10) カヌー等ガイドに係る資格者名簿の写し(条例第21条第1項第5号に規定する特定カヌー等(以下「特定カヌー等」という。))に係るカヌー等提供業に限る。)

(11) ガイドダイバーに係る資格者名簿の写し(潜水業に限る。)

(12) スノーケリングガイドに係る資格者名簿の写し(スノーケリング業に限る。)

(13) 海域レジャー事業を営もうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類

ア 住民票の写し

イ 条例第18条において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ 身分証明書(市町村長が発行したものに限る。)

エ 未成年者で海域レジャー事業を営もうとすることに関し、法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面

(14) 海域レジャー事業を営もうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第18条において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

エ 条例第18条において読み替えて準用する条例第5条第3項第9号に該当しないことを誓約する書面

(15) 海域レジャー事業を営もうとする者が法人でない団体の場合は、次に掲げる書類

ア 組織及び運営に関する定めを記載した書類並びに代表者の身分証明書(市町村長が発行するものに限る。)

イ 役員に係る第13号ア及びウに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第18条において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

エ 条例第18条において読み替えて準用する条例第5条第3項第9号に該当しないことを誓約する書面
(事業の変更等の届出)

第18条 条例第16条の規定による届出は、様式第11号の海域レジャー事業廃止・変更届出書により行うものとする。

2 海域レジャー事業の変更の届出に際しては、前条第2項各号に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必要となる書類の写しを海域レジャー事業廃止・変更届出書に添付するものとする。

(事業の通知)

第19条 条例第17条第1項の規定による通知は、様式第12号の海域レジャー事業通知書により行うものとする。

2 前項の海域レジャー事業通知書には、第17条第2項第1号に掲げる書類を添付するものとする。

3 条例第17条第2項の規定による通知は、様式第13号の海域レジャー事業廃止・変更通知書により行うものとする。

4 海域レジャー事業の変更の通知に際して、事業所の所在地に変更があった場合は、当該変更に係る事業所の所在地の図面の写しを海域レジャー事業廃止・変更通知書に添付するものとする。

(プレジャーボート利用者の名簿等)

第20条 条例第19条第1項第6号に規定するプレジャーボート利用者の名簿は、プレジャーボート利用者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、小型船舶操縦免許証の番号及び有効期間(船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第2条第4項の小型船舶に該当するプレジャーボートを操縦させる場合に限る。)、当日の健康状態、利用日時並びに利用場所を記載したものとする。

2 前項の規定により作成したプレジャーボート利用者の名簿の保存期間は、作成の日から1年とする。

(プレジャーボートに係る航行上の遵守事項の基準)

第21条 条例第19条第2項第1号及び第20条第1項第3号の規定による遵守事項の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 悪天候で危険であると認めるときには、出航をさしひかえること。

(2) プレジャーボートが漂流物、工作物等と衝突するおそれがある場所において航行しないこと。

(3) 酒気を帯びた状態又は薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態でプレジャーボートを操縦しないこと。

(4) 航行中は、救命胴衣又はウェットスーツ(以下「救命胴衣等」という。)を着用すること。

(5) 海域等利用者や他の船舶等に著しく危険を及ぼすような高速力で航行しないこと。

(6) 他の船舶等の直前直後を横断しないこと。

(7) みだりに他の船舶等に接近したり、他の船舶等の周囲で蛇行しないこと。

(8) 航行中天候が急変したとき等航行に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所に避難するとともに、事業者はその旨を連絡すること。

(9) 警察官、プレジャーボート提供業届出者及びプレジャーボート提供業を営むことについて条例第17条の規定による通知をした国の機関等の指導助言に従うこと。

(特定カヌー等の種類)

第22条 条例第21条第1項第5号の公安委員会規則で定めるものは、第3条第1号から第3号までに掲げるものとする。

(カヌー等ガイドの資格基準等)

第23条 条例第21条第1項第5号に規定するカヌー等ガイドの資格基準は、次の各号に掲げるカヌー等ガイドに応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしていることとする。

(1) カヌーに係るカヌー等ガイド

ア カヌー指導団体が指導員(これと同等以上のカヌーの操縦に関する知識及び技能を持つ者として認定する資格を含む。)として認定した者

イ アに規定する者と同等以上のカヌーの操縦に関する知識及び技能を有すると認められる者であること。

(2) カヤックに係るカヌー等ガイド

ア カヤック指導団体が指導員（これと同等以上のカヤックの操縦に関する知識及び技能を持つ者として認定する資格を含む。）として認定した者

イ アに規定する者と同等以上のカヤックの操縦に関する知識及び技能を有すると認められる者であること。

(3) スタンドアップパドルボードに係るカヌー等ガイド

ア スタンドアップパドルボード指導団体が指導員（これと同等以上のスタンドアップパドルボードの操縦に関する知識及び技能を持つ者として認定する資格を含む。）として認定した者

イ アに規定する者と同等以上のスタンドアップパドルボードの操縦に関する知識及び技能を有すると認められる者であること。

2 カヌー等ガイドは、特定カヌー等の利用者を案内し、指導する場合は、その人数に上限を設ける等、特定カヌー等の利用者の安全を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（カヌー等利用者の名簿等）

第24条 条例第21条第1項第8号に規定するカヌー等利用者の名簿は、カヌー等利用者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、当日の健康状態、利用日時、利用場所及び案内等を行うカヌー等ガイドの氏名（特定カヌー等を利用させる場合に限る。）を記載したものである。

2 条例第21条第1項第8号に規定するカヌー等ガイドに係る資格者名簿の様式は、様式第2号のとおりとし、カヌー等ガイドの氏名、生年月日、住所、採用年月日及び資格認定証の種類を記載するものとする。

3 第1項の規定により作成したカヌー等利用者の名簿の保存期間は、作成の日から1年とする。

（カヌー等に係る航行上の遵守事項の基準）

第25条 条例第21条第2項第1号の規定による遵守事項の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 悪天候で危険であると認めるときには、出航をさしひかえること。

(2) カヌー等が漂流物、工作物等と衝突するおそれがある場所において航行しないこと。

(3) 酒気を帯びた状態又は薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態でカヌー等を操縦しないこと。

(4) 航行中は、救命胴衣を着用すること。

(5) 海域等利用者や他の船舶等に著しく危険を及ぼすような方法で航行しないこと。

(6) 他の船舶等の直前直後を横断しないこと。

(7) みだりに他の船舶等に接近したり、他の船舶等の周囲で蛇行しないこと。

(8) 航行中天候が急変したとき等航行に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所に避難するとともに、事業者はその旨を連絡すること。

(9) 特定カヌー等を操縦する場合は、カヌー等ガイドの指示又は指導に従うこと。

(10) 警察官、カヌー等提供業届出者及びカヌー等提供業を営むことについて条例第17条の規定による通知をした国の機関等の指導助言に従うこと。

（ガイドダイバーの資格基準等）

第26条 条例第22条第1項第1号に規定するガイドダイバーの資格基準は、当該ガイドダイバーが次の各号のいずれかの要件を満たしていることとする。

(1) 潜水指導団体が指導員（これと同等以上の潜水に関する知識及び技能を持つ者として認定する資格を含む。）として認定した者であること。

(2) 前号で規定する者と同等以上の潜水に関する知識及び技能を有すると認められる者であること。

2 ガイドダイバーが1人で案内し、指導できる潜水者の人数の基準は、次のとおりとする。

(1) 体験潜水者（水中において自己管理ができず、ガイドダイバーの補助がないと潜水できない者をいう。）を案内し、指導する場合には、おおむね2人

(2) 初級潜水者（水中において自己管理ができ、ガイドダイバーの補助がないと潜水できない者をいう。）を案内し、指導する場合には、おおむね4人

(3) 中級潜水者（水中において自己管理ができ、ガイドダイバーの指示に従って潜水できる者をいう。）を案内し、指導する場合には、おおむね6人

(4) 上級潜水者（水中において自己管理ができ、ガイドダイバーの補助の必要のない者をいう。）を案内し、指導する場合には、当該ガイドダイバーが認めた範囲内の人数

（潜水具の点検要領）

第27条 条例第22条第1項第3号に規定する潜水具の点検は、別表第2の左欄に掲げる潜水具について、そ

れぞれ同表右欄に掲げる点検要領に従い、老朽、破損等により潜水者に危険が生ずるおそれがないか、及び正常に機能するかどうかについて目視、触手等により行うものとする。

(正常な潜水ができない状態の解釈基準)

第28条 条例第22条第1項第4号に規定する正常な潜水ができない状態にあるときは、アルコール、薬物、体調の変化の影響等により、一時的に思考能力、判断能力、感覚機能若しくは運動能力の一部又は全部が侵され、潜水した場合に潜水者自身の生命又は健康に障害が及ぶおそれがあると認められるときをいう。

(安全な潜水の可否の判断基準)

第29条 条例第22条第1項第5号に規定する安全な潜水の可否は、少なくとも次に掲げる事項を基準に総合的に判断するものとする。

- (1) 潜水者の顔色、呼吸の状態、体温及び血圧
- (2) 潜水者の年齢
- (3) 潜水者の病歴
- (4) 潜水者の潜水経験の有無及び潜水経験があるときは最後に潜水をした日
- (5) 潜水者の潜水に係る認定証の有無及び認定証があるときはその種類

(潜水者の名簿等)

第30条 条例第22条第1項第7号に規定する潜水者の名簿は、潜水者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、認定証取得年月日、講習受講歴、潜水経験、最後に潜水をした日、既往症、当日の健康状態、潜水日時、潜水場所及び案内等を行うガイドダイバーの氏名を記載したものとする。

2 条例第22条第1項第7号に規定するガイドダイバー名簿の様式は、様式第2号のとおりとし、ガイドダイバーの氏名、生年月日、住所、採用年月日、経験年数及び資格認定証の種類を記載するものとする。

3 第1項の規定により作成した潜水者の名簿の保存期間は、作成の日から1年とする。

(潜水上の遵守事項の基準)

第31条 条例第22条第2項第1号の規定による遵守事項は、少なくとも次の各号に掲げる事項について定めたものとする。

- (1) 潜水具の正しい使い方について習得すること。
- (2) 過労、睡眠不足、食事直後、飲酒又は薬物服用の状態では潜水しないこと。
- (3) 潜水中は、必ずバディシステム（2人以上の者が相互に安全を確認しながら潜水又はスノーケリングをすることをいう。第37条及び第38条において同じ。）を遵守すること。
- (4) 養殖又は畜養中の魚貝類の育成を害しないこと。
- (5) ガイドダイバーの指示又は指導に従うこと。

(スノーケリングガイドの資格基準等)

第32条 条例第23条第1項第1号に規定するスノーケリングガイドの資格基準は、当該スノーケリングガイドが次の各号のいずれかの要件を満たしていることとする。

- (1) スノーケリング指導団体が指導員（これと同等以上のスノーケリングに関する知識及び技能を持つ者として認定する資格を含む。）として認定した者であること。
- (2) 前号で規定する者と同等以上のスノーケリングに関する知識及び技能を有すると認められる者であること。

2 スノーケリングガイドは、スノーケリング者を案内し、指導する場合は、その人数に上限を設ける等、スノーケリング者の安全を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(スノーケリングに使用する器具の点検要領)

第33条 条例第23条第1項第3号に規定するスノーケリング器具の点検は、別表第3の左欄に掲げるスノーケリング器具について、それぞれ同表右欄に掲げる点検要領に従い、老朽、破損等によりスノーケリング者に危険が生ずるおそれがないか、及び正常に機能するかどうかについて目視、触手等により行うものとする。

(正常なスノーケリングができない状態の解釈基準)

第34条 条例第23条第1項第4号に規定する正常なスノーケリングができない状態にあるときは、アルコール、薬物、体調の変化の影響等により、一時的に思考能力、判断能力、感覚機能若しくは運動能力の一部又は全部が侵され、スノーケリングをした場合にスノーケリング者自身の生命又は健康に障害が及ぶおそれがあると認められるときをいう。

(安全なスノーケリングの可否の判断基準)

第35条 条例第23条第1項第5号に規定する安全なスノーケリングの可否は、少なくとも次に掲げる事項を基準に総合的に判断するものとする。

- (1) スノーケリング者の顔色、呼吸の状態、体温及び血圧
- (2) スノーケリング者の年齢
- (3) スノーケリング者の病歴
- (4) スノーケリング者のスノーケリング経験の有無及びスノーケリング経験があるときは最後にスノーケリングをした日
- (5) スノーケリング者のスノーケリングに係る認定証の有無及び認定証があるときはその種類
(スノーケリング者の名簿等)

第36条 条例第23条第1項第7号に規定するスノーケリング者の名簿は、スノーケリング者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、スノーケリング経験、最後にスノーケリングをした日、既往症、当日の健康状態、スノーケリング日時、スノーケリング場所及び案内等を行うスノーケリングガイドの氏名を記載したものである。

2 条例第23条第1項第7号に規定するスノーケリングガイド名簿の様式は、様式第2号のとおりとし、スノーケリングガイドの氏名、生年月日、住所、採用年月日、経験年数及び資格認定証の種類を記載するものとする。

3 第1項の規定により作成したスノーケリング者の名簿の保存期間は、作成の日から1年とする。
(スノーケリング者に対する措置)

第37条 条例第23条第1項第8号ただし書に規定する公安委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) バディシステムを実施すること。
- (2) スノーケリング者に係るスノーケリングの中断その他の安全を確保するための措置をとることができるような方法で、水上において1名以上の人員を支えることができる浮力を有するフロートその他のこれに類するものをスノーケリング者の付近の水上に設置すること。
(スノーケリング上の遵守事項の基準)

第38条 条例第23条第2項第1号の規定による遵守事項は、少なくとも次の各号に掲げる事項について定められたものである。

- (1) スノーケリング器具の正しい使い方について習得すること。
- (2) スノーケリング中は、救命胴衣等を着用すること(条例第23条第1項第8号ただし書に規定する場合において前条各号に掲げる措置をとるときを除く。)
- (3) 過労、睡眠不足、食事直後、飲酒又は薬物服用の状態ではスノーケリングしないこと。
- (4) スノーケリング中は、バディシステムを遵守すること。
- (5) 養殖又は畜養中の魚貝類の育成を害しないこと。
- (6) スノーケリングガイドの指示又は指導に従うこと。
(水上設置遊具利用上の遵守事項の基準)

第39条 条例第24条第2項第1号の規定による利用上の遵守事項の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用中は、救命胴衣を着用すること。
- (2) 飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な利用ができない状態にあるときは、利用しないこと。
- (3) 水上設置遊具の設置場所又はその周辺における水中への潜り込みをしないこと。
- (4) 他の利用者に迷惑のかかる行為をしないこと。
- (5) 小学校第2学年修了前の子どもの利用には、必ず保護者が付き添うこと。
- (6) 利用中に負傷し、又は事故があった場合は、直ちに監視人又は水難救助員に連絡すること。
- (7) 監視人及び水難救助員の指示又は指導に従うこと。
(呼気検査の方法)

第40条 条例第29条第1項の規定による呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を風船又はアルコールを検知する機器に吹き込ませることによりこれを採取して行うものとする。
(勧告の方法等)

第41条 条例第31条第1項の規定による勧告は、様式第14号の勧告書により行うものとする。

2 前項の勧告書を交付する場合は、当該勧告に従わないときにはその旨及び当該勧告の内容を公表される

ことがある旨を告知するものとする。

(公表の方法等)

第42条 条例第31条第2項の規定による公表は、沖縄県公報に登載するほか、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告を受けた者の住所又は事業所の所在地（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (3) 勧告に係る事業所の名称
- (4) 勧告の内容
- (5) 公表の原因となった事実
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項

(意見を述べる機会の付与)

第43条 条例第31条第3項の規定により意見を述べる機会を与える場合は、公表に係る者に対し、様式第15号の意見の聴取通知書により通知するものとする。

2 公安委員会は、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、口頭により意見の聴取を求めることができる。この場合において、公安委員会は前項の意見の聴取通知書の備考の欄に口頭により意見の聴取を求めること並びに出頭すべき日時及び場所を記載するものとする。

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、公表に係る者に対し、様式第16号の申述書の提出を求めるものとする。

4 公表に係る者は、意見を述べるに当たり、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

5 条例第31条第3項の規定により意見を述べる機会を与える場合は、第3項の申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間を置くものとする。

(代理人)

第44条 公表に係る者は、代理人を選任することができる。

2 前項の代理人は、公表に係る者のために申述書の提出又は口頭による意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 公表に係る者は、代理人の資格について、様式第17号の代理人選任届出書を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 公表に係る者は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、様式第18号の代理人資格喪失届出書によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(口頭による意見の聴取)

第45条 公安委員会は、第43条第2項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が指名する警察職員に意見を聴取させるものとする。

2 公表に係る者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、様式第19号の意見の聴取日時等変更申出書により意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により意見の聴取の日時又は場所の変更をしたときは、公表に係る者に対し、速やかにその旨を様式第20号の意見の聴取日時等決定通知書により通知するものとする。第2項の規定による申出を受けた場合において、意見の聴取の日時又は場所を変更しなかったときも、同様とする。

(申述書の不提出等)

第46条 公安委員会は、公表に係る者又は代理人が正当な理由がなく提出期限までに第43条第3項の申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しない場合は、改めて申述書の提出又は口頭による意見の聴取を求めることを要しない。

(指示の手続等)

第47条 条例第31条第4項の規定による指示は、様式第21号の指示書により行うものとする。

2 前項の指示書を交付する場合は、当該指示に従わないときには罰せられることがある旨及び当該指示に不服があるときは審査請求をすることができる旨を教示するものとする。

(停止命令及び廃止等命令の上申)

第48条 警察署長は、条例第32条第1項の規定により海水浴場を公衆の利用に供し、催物を開催し、又は事

業を営むことについて、その全部若しくは一部の停止を命ずること（以下「停止命令」という。）又は条例第32条第2項から第4項までの規定により海水浴場の廃止、催物の開催の中止若しくは事業の廃止を命ずること（以下「廃止等命令」という。）が必要であると認めるときは、様式第22号の停止命令・廃止等命令上申書に、証拠書類及び関係書類を添えて地域部地域課を経由して公安委員会に上申するものとする。

（停止命令及び廃止等命令の手続）

- 第49条** 公安委員会は、停止命令をしようとするときは、様式第23号の停止命令書により行うものとする。
- 2 公安委員会は、廃止等命令をしようとするときは、様式第24号の廃止等命令書により行うものとする。
- 3 前2項の規定により停止命令書又は廃止等命令書を交付する場合は、当該命令に従わないときには罰せられることがある旨及び当該命令に不服があるときは審査請求をすることができる旨を教示するものとする。

（停止命令及び廃止等命令の執行）

- 第50条** 警察署長は、停止命令及び廃止等命令を執行するときは、被処分者に停止命令書及び廃止等命令書を交付し、様式第25号の受領書を徴するものとする。

（安全対策優良海域レジャー提供業者の指定等）

- 第51条** 条例第34条第1項の規定による指定は、海域レジャー提供業者からの申出により、申出日の属する月前1年間の安全対策について、事業の種類に応じ、それぞれ別表第4から別表第10までに掲げる安全対策基準に基づき審査して行うものとする。
- 2 前項の申出は、様式第26号の安全対策優良海域レジャー提供業者指定申出書により行うものとする。
- 3 条例第34条第2項の規定による通知は、様式第27号の安全対策優良海域レジャー提供業者指定通知書により行うものとする。
- 4 条例第34条第2項に規定する安全対策優良標示の様式は、様式第28号の安全対策優良標示のとおりとする。
- 5 条例第34条第4項の規定による指定の取消しは、様式第29号の安全対策優良海域レジャー提供業者指定取消通知書により行うものとする。
- 6 第1項の審査は、安全対策基準に関する知識を有する個人又は団体に委託することができる。

（指導）

- 第52条** 条例第35条の規定による指導は、海水浴場開設者に対しては、当該海水浴場を管轄する警察署の署長に、海域レジャー事業者に対しては、当該事業者の事業所（当該事業者が2以上の事業所を有する場合にあっては、当該指導の事由となった事実と最も密接な関係がある事業所）を管轄する警察署の署長に行わせるものとする。

（講習）

- 第53条** 条例第36条各項の規定による講習は、年1回以上実施するものとする。
- 2 条例第36条各項の規定による講習については、それぞれ水難救助員、カヌー等ガイド、ガイドダイバー及びスノーケリングガイドとなろうとする者も受けることができる。
- 3 第1項の講習は、水難救助、カヌー等の操縦、潜水又はスノーケリングに関する知識技能を有する個人又はその団体に委託することができる。

（海域等の状況の調査）

- 第54条** 条例第37条第1項の規定による調査は、警察官に行わせ、又は専門業者等に委託して行うものとする。
- 2 条例第37条第2項の規定による通知は、様式第30号の通知書により行うものとする。

（海域レジャー適正化事業実施機関の指定の申請等）

- 第55条** 条例第39条第1項の規定による海域レジャー適正化事業実施機関（以下「海域レジャー適正化機関」という。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 条例第39条第5項各号に掲げる事業（以下この条及び第58条において「海域レジャー適正化事業」という。）を行う事務所の所在地
- (3) 海域レジャー適正化事業を開始しようとする年月日

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - (4) 海域レジャー適正化事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
 - (5) 資産の種類及びこれを証する書面
- 3 条例第39条第1項の規定による海域レジャー適正化機関の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 海域レジャー適正化事業の実施に関し、適切な計画が定められていること。
 - (2) 海域レジャー適正化事業を適正かつ確実にを行うための必要な経理的基礎を有すること。
 - (3) 海域レジャー適正化事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより海域レジャー適正化事業が不公平になるおそれがないこと。
- 4 海域レジャー適正化機関は、条例第39条第3項の規定による届出をしようとするときは、変更しようとする事項及び期日を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

(海域レジャー適正化事業指導員)

第56条 海域レジャー適正化機関は、条例第39条第5項第1号に掲げる事業に係る業務を行わせるため、海域レジャー適正化事業指導員を選任しなければならない。

2 海域レジャー適正化機関は、海域レジャー適正化事業指導員に対し、様式第31号の身分を示す証明書を交付しなければならない。

3 海域レジャー適正化事業指導員は、第1項の業務を行うに当たっては、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公安委員会への報告等)

第57条 海域レジャー適正化機関は、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を公安委員会に提出しなければならない。

2 海域レジャー適正化機関は、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告書及び収支決算書を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、海域レジャー適正化機関の事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、海域レジャー適正化機関に対し、その事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(公安委員会との連携)

第58条 海域レジャー適正化機関は、海域レジャー適正化事業の運営について、公安委員会と密接に連携するものとする。

2 公安委員会は、海域レジャー適正化機関に対し、海域レジャー適正化事業の円滑な運営に必要な指導及び助言を行うものとする。

(条例の規定の適用除外)

第59条 条例第40条の規定により、宮古島市の区域については、条例第27条第1項の規定（同項に規定する行為が宮古島市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例（令和4年宮古島市条例第38号）第7条第1項に規定する事故防止重点区域又は同条例第8条第1項に規定する発着区域における同条例第10条に規定する危険行為に該当する場合に限る。）は適用しない。

(届出書等の提出)

第60条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する届出書等は、別表第11の左欄に掲げる形態別に、それぞれ同表右欄に掲げる警察署を経由して提出するものとする。

(アルコールの程度)

第61条 条例第43条第3号の公安委員会規則で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラムとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第53条第1項の講習は、この規則の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(沖縄県警察の組織に関する規則の一部改正)

3 沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正す

る。

第19条第1項第6号を次のように改める。

(6) 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（令和7年沖縄県条例第54号）の施行に関する事。

（沖縄県公安委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

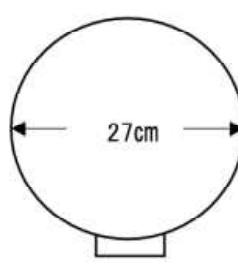
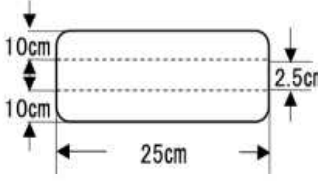
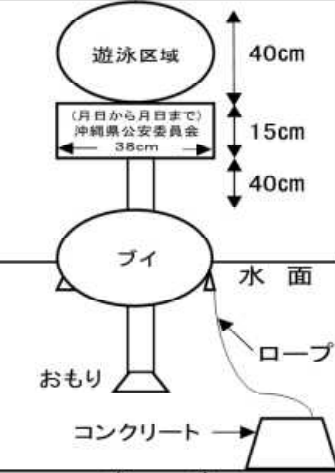
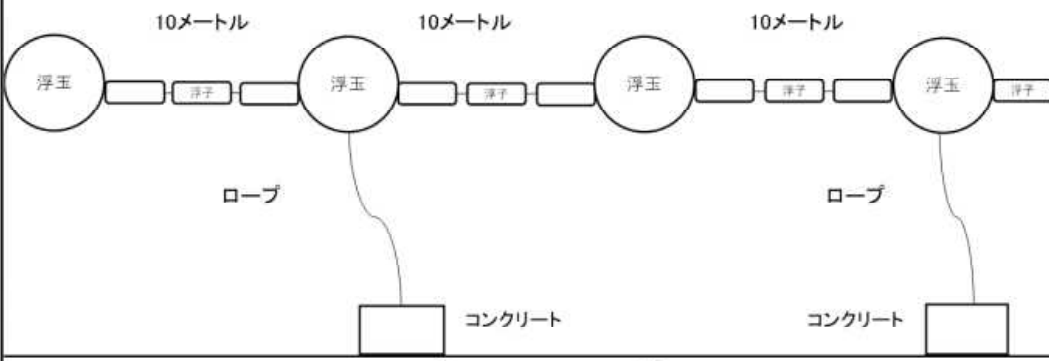
4 沖縄県公安委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条関係）

条 例 等	規 定
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（令和7年沖縄県条例第54号）	第19条第1項第6号、第21条第1項第8号、第22条第1項第7号、第23条第1項第7号

別表第1 (第12条関係)
標識の種類・様式等

種類	浮標類		立標類
	浮玉	浮子	
形状及び寸法			
材質及び色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製 ・オレンジ色 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴム又はプラスチック製 ・オレンジ色 	<ul style="list-style-type: none"> ・標示板及び補助版はアクリル製で赤地に白文字(両面) ・ブイは赤色直径40cm ・支柱は赤色塩化ビニール製
標識を設置する場合の形態			

別表第2 (第27条関係)
潜水具の点検要領

潜水具名	点検要領
マスク	<ol style="list-style-type: none"> 1 老朽化して水漏れ又は空気漏れはないか。 2 潜水者に適しているサイズか。
スノーケル	<ol style="list-style-type: none"> 1 老朽化してひび割れ又は亀裂はないか。 2 潜水者に適しているサイズか。
ボンベ	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボンベに表示された刻印は、法律で定められた期間内の表示であるか。 2 ボンベはさびついて腐食し、空気漏れのおそれがないか。 3 バルブの接続部分は腐食していないか、接続は正確になされ空気漏れはないか。
バルブ	<ol style="list-style-type: none"> 1 バルブはさびついて腐食していないか。 2 空気漏れはないか。

レギュレーター	<ol style="list-style-type: none"> 1 レギュレーターは円滑に作動するか（4回程度呼吸して空気漏れがないか確認する）。 2 ホース部分の変形及び老朽破損はないか。
残圧計	<ol style="list-style-type: none"> 1 ホース部分の変形及び老朽破損はないか。 2 ゲージガラスに傷はないか。 3 針は変形していないか。 4 針の位置は正常値を示しているか。 5 針は加減圧時に正常に作動するか。
送気管	老朽化して空気漏れはないか。
浮力調整装置	各機器との接続部分及び取り付け部分は老朽化していないか。
深度計	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部に損傷はないか。 2 各部に老朽化はないか。 3 指針にずれはないか。 4 針は外れていないか。 5 液漏れ又は気泡の発生はないか。
時計	<ol style="list-style-type: none"> 1 動いているか。 2 各部に損傷はないか。 3 各部に老朽化はないか。 4 浸水はないか。
コンパス	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部に損傷又は液漏れはないか。 2 針の動きは円滑か。 3 指針のずれはないか。
ウェイトベルト	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉛の変形又は損傷はないか。 2 鉛の重量は適正か。 3 バックル及びベルトに変形又は損傷はないか。
スーツ	<ol style="list-style-type: none"> 1 生地の変形又は亀裂はないか。 2 潜水者に適しているサイズか。
フィン	<ol style="list-style-type: none"> 1 老朽化してひび割れ又は亀裂がないか。 2 潜水者に適しているサイズか。
ナイフ	<ol style="list-style-type: none"> 1 老朽化していないか。 2 金属部のさびはないか。 3 収納ケースのバンド及び止め具は適正か。
その他	その他の潜水具にあつては、器具として本来の機能を有し、かつ安全性を有しているか。

別表第3（第33条関係）

スノーケリング器具の点検要領

スノーケリング器具名	点検要領
マスク	<ol style="list-style-type: none"> 1 老朽化して水漏れ又は空気漏れはないか。 2 スノーケリング者に適しているサイズか。
スノーケル	<ol style="list-style-type: none"> 1 老朽化してひび割れ又は亀裂はないか。 2 スノーケリング者に適しているサイズか。
スーツ	<ol style="list-style-type: none"> 1 生地の変形又は亀裂はないか。 2 スノーケリング者に適しているサイズか。
フィン	<ol style="list-style-type: none"> 1 老朽化してひび割れ又は亀裂がないか。 2 スノーケリング者に適しているサイズか。
救命胴衣	<ol style="list-style-type: none"> 1 老朽化してひび割れ又は亀裂がないか。 2 スノーケリング者に適しているサイズ又は浮力か。

別表第4（第51条関係）

安全対策基準（海水浴場）

安全対策項目	判定	備考
海水浴場の区域を標示する看板等	適・不適	
遊泳者が安全に遊泳できる区域を標示する旗、浮標、立標等	適・不適	
遊泳上の遵守事項を記載した看板等	適・不適	
遊泳上の遵守事項を放送する放送設備	適・不適	
監視人の配置	適・不適	
水難救助員の配置	適・不適	
救命浮輪及び救命ロープの配備	適・不適	
救命ボートの配備	適・不適	
事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
外国人に対する周知に資する措置	適・不適	
水難救助員の知識及び技能向上のための年1回以上の講習受講措置	適・不適	
監視台の設置	適・不適	
救急用品を備えた救護所の設置	適・不適	
非常連絡用電話の設置	適・不適	
応急処置用人工蘇生器の配置	適・不適	
遊泳禁止標示用器材の整備	適・不適	
海洋危険生物被害防止器材等の整備	適・不適	

別表第5（第51条関係）

安全対策基準（プレジャーボート提供業）

安全対策項目	判定	備考
航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合の措置	適・不適	
正常な利用ができない状態にあると認められる者に対する措置	適・不適	
水難救助員の配置	適・不適	
救命浮輪の配備	適・不適	
ロープの配備	適・不適	
救命ボートの配備	適・不適	
プレジャーボート利用者の名簿の備付け及び保存	適・不適	
利用者に対する救命胴衣等の着用	適・不適	
風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報の提供	適・不適	
安全航行に必要な航行予定海域の情報の提供	適・不適	

事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
航行上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
緊急連絡用の通信手段の確保	適・不適	
利用者に対する事故発生時の警察への通報指導	適・不適	
水難救助員に対する毎年1回以上の知識及び技能の向上を図るための講習受講	適・不適	
事業に従事する者に必要な知識及び技能の向上	適・不適	
外国人の理解に資する措置	適・不適	

別表第6（第51条関係）

安全対策基準（マリナー業）

安全対策項目	判定	備考
風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報の提供	適・不適	
安全航行に必要な航行予定海域の情報の提供	適・不適	
航行上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
緊急連絡用の通信手段の確保	適・不適	
利用者に対する事故発生時の警察への通報指導	適・不適	
外国人の理解に資する措置	適・不適	

別表第7（第51条関係）

安全対策基準（カヌー等提供業）

安全対策項目	判定	備考
航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合の措置	適・不適	
正常な利用ができない状態にあると認められる者に対する措置	適・不適	
水難救助員の配置	適・不適	
カヌー等ガイドの配置（特定カヌー等を利用させるカヌー等提供業届出者に限る。）	適・不適	
救命浮輪の配備	適・不適	
ロープの配備	適・不適	
救命ボートの配備	適・不適	
カヌー等利用者の名簿の備付け及び保存	適・不適	
カヌー等ガイドの名簿の備付け	適・不適	
利用者に対する救命胴衣の着用	適・不適	
風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報の提供	適・不適	
安全航行に必要な航行予定海域の情報の提供	適・不適	
事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
航行上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	

緊急連絡用の通信手段の確保	適・不適	
利用者に対する事故発生時の警察への通報指導	適・不適	
水難救助員に対する毎年1回以上の知識及び技能の向上を図るための講習受講	適・不適	
カヌー等ガイドに対する毎年1回以上の知識及び技能の向上を図るための講習受講（特定カヌー等を利用させるカヌー等提供業届出者に限る。）	適・不適	
事業に従事する者に必要な知識及び技能の向上	適・不適	
外国人の理解に資する措置	適・不適	

別表第8（第51条関係）
安全対策基準（潜水業）

安全対策項目	判定	備考
資格要件を具備したガイドダイバーの配置	適・不適	
潜水具の事前点検の実施	適・不適	
正常な潜水ができない状態にあると認められる者に対する潜水の禁止	適・不適	
安全な潜水ができないおそれのある者に対する潜水の禁止	適・不適	
特定の海域又は内水域における地形又は気象若しくは海象が潜水者に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合の潜水の禁止	適・不適	
潜水者の名簿の備付け及び保存	適・不適	
ガイドダイバーの名簿の備付け	適・不適	
事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
潜水上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
緊急連絡用の通信手段の確保	適・不適	
船上における潜水者安全確保要員の配置	適・不適	
救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープの配置	適・不適	
ガイドダイバーに対する毎年1回以上の知識及び技能の向上を図るための講習受講	適・不適	
外国人の理解に資する措置	適・不適	

別表第9（第51条関係）
安全対策基準（スノーケリング業）

安全対策項目	判定	備考
資格要件を具備したスノーケリングガイドの配置	適・不適	
スノーケリング器具の事前点検の実施	適・不適	
正常なスノーケリングができない状態にあると認められる者に対するスノーケリングの禁止	適・不適	
安全なスノーケリングができないおそれのある者に対するスノーケリングの禁止	適・不適	

特定の海域又は内水域における地形又は気象若しくは海象がスノーケリング者に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合のスノーケリングの禁止	適・不適	
スノーケリング者の名簿の備付け及び保存	適・不適	
スノーケリングガイド名簿の備付け	適・不適	
スノーケリング者に対する救命胴衣等の着用措置	適・不適	
事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
スノーケリング上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
緊急連絡用の通信手段の確保	適・不適	
船上におけるスノーケリング者安全確保要員の配置	適・不適	
救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープの配置	適・不適	
スノーケリングガイドに対する毎年1回以上の知識及び技能の向上を図るための講習受講	適・不適	
外国人の理解に資する措置	適・不適	

別表第10（第51条関係）

安全対策基準（水上設置遊具運営業）

安全対策項目	判定	備考
利用者に危険が生ずるおそれがあると認められる場合の措置	適・不適	
正常な利用ができない状態にあると認められる者に対する利用の禁止	適・不適	
監視人の配置	適・不適	
水難救助員の配置	適・不適	
救命浮輪及び救命ロープの配備	適・不適	
救命ボートの配備	適・不適	
利用者に対する救命胴衣の着用	適・不適	
風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な利用に必要な情報の提供	適・不適	
事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
利用上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
水上設置遊具の維持管理その他安全上必要な措置	適・不適	
水難救助員に対する毎年1回以上の知識及び技能の向上を図るための講習受講	適・不適	
事業に従事する者に必要な知識及び技能の向上	適・不適	
外国人の理解に資する措置	適・不適	

別表第11（第60条関係）

関係書類の提出先区分

届出等	形態	提出警察署
海水浴場に係る届	海水浴場の区域が1警察署の管轄	当該海水浴場の区域を管轄する警察署

出又は通知	区域にある場合	
	海水浴場の区域が2警察署以上の管轄区域にまたがる場合	当該海水浴場の主たる施設が所在する場所を管轄する警察署
催物に係る届出又は通知	催物を開催する場所が1警察署の管轄区域にある場合	当該催物を開催する場所を管轄する警察署
	催物を開催する場所が2警察署以上の管轄区域にまたがる場合	当該催物の実施本部（催物開催の現場責任者が常駐し、催物参加者等を統制する機関をいう。）の設置場所を管轄する警察署
海域レジャー事業に係る届出又は通知	1か所の事業所で海域レジャー事業を営む場合	当該事業所の所在地を管轄する警察署
	2か所以上の事業所を設けて海域レジャー事業を営む場合	主たる事業所の所在地を管轄する警察署（変更の場合（海域レジャー事業を届出した者の住所及び氏名又は法人役員の氏名及び住所を変更する場合を除く。）にあっては、変更に係る事業所の所在地を管轄する警察署）
安全対策優良海域レジャー提供者の指定の申出	海水浴場開設者が申し出る場合	当該海水浴場開設の届出をした警察署
	海域レジャー事業者が申し出る場合	当該事業所の所在地を管轄する警察署

様式第1号（第4条関係）

その1	受 理 年月日		受 理 番 号	
年 月 日				
<p>沖縄県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 電話番号 () 電子メールアドレス ()</p> <p style="text-align: center;">海水浴場開設届出書</p> <p>沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第5条第1項の規定により届出をします。</p>				
海水浴場の名称				
海水浴場の区域				
海水浴場を公衆の利用に供する期間及び時間	(期間) 月 日から 月 日まで	(時間) 時 分から 時 分まで		
海水浴場に設ける施設、設備等の概要				
遊泳者に係る水難事故の防止その他遊泳者の安全のためにとる措置の概要	監視体制			
	救護用具・船舶等			
	その他			

備	考

その2	
個人の場合	〒 _____ 年 月 日生
法人等 の場合	種別 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> 合名会社 <input type="checkbox"/> 合資会社 <input type="checkbox"/> その他の法人 (_____) <input type="checkbox"/> 法人でない団体 (_____)
	名称 _____
	代表 〒 _____ 年 月 日生
	役員 役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ----- 〒 _____ 年 月 日生
	役員 役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ----- 〒 _____ 年 月 日生
	役員 役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ----- 〒 _____ 年 月 日生
	役員 役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ----- 〒 _____ 年 月 日生
	役員 役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ----- 〒 _____ 年 月 日生

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第2号 (第4条、第24条、第30条、第36条関係)

資格者名簿

ふりがな 氏名		写 真 無帽、正面上三分身、 無背景、サイズ4× 3センチ(カラー・白 黒どちらでもよい)
生年月日	_____ 年 月 日生	
住 所	〒 _____	
採用年月日	_____ 年 月 日	

資格者種別	<input type="checkbox"/> 水難救助員 <input type="checkbox"/> ガイドダイバー (<input type="checkbox"/> 潜水士免許) <input type="checkbox"/> スノーケリングガイド <input type="checkbox"/> カヌー等ガイド (<input type="checkbox"/> カヌー <input type="checkbox"/> カヤック <input type="checkbox"/> スタンドアップパドルボード)	
経験年数		
資格認定証の種類	取得年月日	種類
備考		

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 「資格認定証の種類」欄には、資格の認定団体、資格名その他参考となる事項を記載すること。

3 水難救助員、ガイドダイバー、スノーケルガイド又はカヌー等ガイドに係る資格認定証の表面及び裏面の写しを添付すること。この場合において、ガイドダイバーについては、労働安全衛生法による潜水士免許に係る免許証の表面及び裏面の写しも添付すること。

様式第3号 (第6条関係)

	受理年月日		受理番号	
沖縄県公安委員会 殿		年 月 日		
		届出者 住所氏名 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 電話番号 () 電子メールアドレス ()		
海水浴場廃止・変更届出書				
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第6条の規定により届出をします。				
廃止・変更年月日		年 月 日		
変更内容	旧			
	新			

廃止・変更の理由	
添付書類	変更に伴い必要となる書類の写し
備考	

注1 廃止の場合は「変更」の文字を、変更の場合は「廃止」の文字を横2本線で消すこと。

2 廃止の場合は、「変更内容」欄の記載は要しない。

3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第4号（第7条関係）

	受 理 年月日		受 理 番 号	
沖縄県公安委員会 殿		年 月 日		
通知者		所在地 名 称 代表者の氏名 電話番号（ ） 電子メールアドレス （ ）		
海水浴場開設通知書				
海水浴場を開設しますので、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第7条第1項の規定により通知します。				
海水浴場の名称				
海水浴場の区域				
海水浴場を公衆の利用に供する期間及び時間		(期間) 月 日から 月 日まで	(時間) 時 分から 時 分まで	
海水浴場に設ける施設、設備等の概要				
遊泳者に係る水難事故の防止その他遊泳者の安全のためにとる措置の概要	監視体制			
	救護用具・船舶等			
	その他			
添付書類		<input type="checkbox"/> 海水浴場として使用する海域及び海浜の区域並びに当該区域に設置する施設、設備等を示す図面 <input type="checkbox"/> 水難救助員に係る資格者名簿の写し		
備考				

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第5号（第7条関係）

		受 理 年月日		受 理 番 号	
沖縄県公安委員会 殿		年 月 日			
		通知者	所在地 名 称 代表者の氏名 電話番号 () 電子メールアドレス ()		
海水浴場廃止・変更通知書					
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第7条第2項の規定により通知します。					
廃 止 ・ 変 更 年 月 日		年 月 日			
変 更 内 容	旧				
	新				
廃 止 ・ 変 更 の 理 由					
添 付 書 類		変更に伴い必要となる書類の写し			
備 考					

- 注1 廃止の場合は「変更」の文字を、変更の場合は「廃止」の文字を横2本線で消すこと。
 2 廃止の場合は、「変更内容」欄の記載は要しない。
 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第6号（第13条関係）

その1		受 理 年月日		受 理 番 号	
沖縄県公安委員会 殿		年 月 日			
		届出者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 電話番号 () 電子メールアドレス ()		
催物開催届出書					
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第11条第1項の規定により届出をします。					

催物の名称		
催物の目的		
催物の開催場所		
催物の開催日時		年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
催物の形態		
事故防止のため にとる措置の 概要	救護体制	
	救護用具 ・船舶等	
	その他	
現場責任者	住 氏 所 名 電話 ()	
備 考		

その2		
個人の場合	〒 _____ 年 月 日生	
法人等 の場合	種別 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> 合名会社 <input type="checkbox"/> 合資会社 <input type="checkbox"/> その他の法人 () <input type="checkbox"/> 法人でない団体 ()	
	名称	
	代表	〒 _____ 年 月 日生
	役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () ----- 〒 _____ 年 月 日生
	役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () ----- 〒 _____ 年 月 日生
	役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () ----- 〒 _____ 年 月 日生
	役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () ----- 〒 _____ 年 月 日生
	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員	

<p style="text-align: center;">通知者 所在地 名 称 代表者の氏名 電話番号 () 電子メールアドレス ()</p> <p style="text-align: center;">催物開催通知書</p> <p>沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第13条第1項の規定により通知します。</p>		
催物の名称		
催物の目的		
催物の開催場所		
催物の開催日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
催物の形態		
事故防止のため にとる措置の 概要	救護体制	
	救護用具 ・船舶等	
	その他	
現場責任者	住 所 名 氏 名 電話 ()	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 催物を開催する海域又は内水域を示す図面 <input type="checkbox"/> 広告又は宣伝の用に供される文書図画その他の催物の概要を記載した書類がある場合は、その写し	
備 考		

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第9号（第16条関係）

	受 理 年月日		受 理 番 号	
沖縄県公安委員会 殿				年 月 日
<p>通知者 所在地 名 称 代表者の氏名 電話番号 () 電子メールアドレス ()</p> <p style="text-align: center;">催物開催廃止・変更通知書</p> <p>沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第13条第2項の規定により通知します。</p>				
催物の名称				

催物の形態		
中止・変更年月日	年 月 日	
変更内容	旧	
	新	
中止・変更の理由		
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更に係る海域又は内水域の範囲を示す図面 <input type="checkbox"/> 広告又は宣伝の用に供される文書図画その他の催物の概要を記載した書類がある場合は、その写し	
備考		

- 注1 中止の場合は「変更」の文字を、変更の場合は「中止」の文字を横2本線で消すこと。
2 中止の場合は、「変更内容」欄の記載は要しない。
3 該当する□にレ印を付けること。
4 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第10号（第17条関係）

その1	受理 年月日		受理 番号	
沖縄県公安委員会 殿		年 月 日		
届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 電話番号 () 電子メールアドレス ()				
海域レジャー事業届出書				
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第15条第1項の規定により届出をします。				
事業所の名称				
事業所の所在地及び電話番号	〒 (- -)			
事業の種別	<input type="checkbox"/> プレジャーボート提供業 <input type="checkbox"/> マリナーナ業 <input type="checkbox"/> カヌー等提供業 <input type="checkbox"/> 潜水業 <input type="checkbox"/> スノーケリング業 <input type="checkbox"/> 水上設置遊具運営業			
事業所の管理者	住所	〒		
	氏名	年 月 日生		
事業を営む日	(年 月 日から 年 月 日まで)			

事業の形態及び方法	
事業に伴い発生が予想される水難事故を防止するためにとる措置の概要	
備考	

その2（2か所以上の事業所を設ける場合）

事業所の名称	
事業所の所在地及び電話番号	〒 (- -)
事業の種類別	<input type="checkbox"/> プレジャーボート提供業 <input type="checkbox"/> マリーナ業 <input type="checkbox"/> カヌー等提供業 <input type="checkbox"/> 潜水業 <input type="checkbox"/> スノーケリング業 <input type="checkbox"/> 水上設置遊具運営業
事業所の管理者	住所
	氏名
事業の形態及び方法	〒
事業に伴い発生が予想される水難事故を防止するためにとる措置の概要	年 月 日生
備考	

事業所の名称	
事業所の所在地及び電話番号	〒 (- -)
事業の種類別	<input type="checkbox"/> プレジャーボート提供業 <input type="checkbox"/> マリーナ業 <input type="checkbox"/> カヌー等提供業 <input type="checkbox"/> 潜水業 <input type="checkbox"/> スノーケリング業 <input type="checkbox"/> 水上設置遊具運営業
事業所の管理者	住所
	氏名
事業の形態及び方法	〒
事業に伴い発生が予想される水難事故を防止するためにとる措置の概要	年 月 日生
備考	

その3（海域レジャー事業を営もうとする者が法人その他の団体の場合）

--	--

法人等の種別	<input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> 合名会社 <input type="checkbox"/> 合資会社 <input type="checkbox"/> その他の法人 () <input type="checkbox"/> 法人でない団体 ()
名称	
代表	〒 _____ 年 月 日生
役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () ----- 〒 _____ 年 月 日生
役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () ----- 〒 _____ 年 月 日生
役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () ----- 〒 _____ 年 月 日生
役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () ----- 〒 _____ 年 月 日生
役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () ----- 〒 _____ 年 月 日生
役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () ----- 〒 _____ 年 月 日生

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第11号（第18条関係）

	受 理 年月日		受 理 番 号	
沖縄県公安委員会 殿			_____ 年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 （法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 電話番号（ _____ ） 電子メールアドレス（ _____ ）				
海城レジャー事業廃止・変更届出書				
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第16条の規定により届出をします。				

事業の形態及び方法	
事業に伴い発生が予想される水難事故を防止するためにとる措置の概要	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業所の図面及び付近の図面
備考	

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第13号（第19条関係）

	受理年月日		受理番号	
沖縄県公安委員会 殿				年 月 日
	通知者	所在地 名称 代表者の氏名 電話番号（ 電子メールアドレス （		） ）
	海域レジャー事業廃止・変更通知書			
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第17条第2項の規定により通知します。				
事業所の名称				
事業所の所在地及び電話番号	〒	電話番号（ ）		
事業の種別	<input type="checkbox"/> プレジャーボート提供業 <input type="checkbox"/> マリナー業 <input type="checkbox"/> カヌー等提供業 <input type="checkbox"/> 水上設置遊具運営業			
変更内容	旧			
	新			
廃止・変更年月日				
廃止・変更の理由				
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更に係る事業所の図面及び付近の図面			
備考				

注1 廃止の場合は「変更」の文字を、変更の場合は「廃止」の文字を横2本線で消すこと。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第14号（第41条関係）

--

沖公委（地）第 年 月 号 日	
殿	
沖縄県公安委員会 ㊟	
勸告書	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第31条第1項の規定により、措置すべき事項を次のとおり勸告する。	
勸告に係る条例第5条第1項の届出をした者又は海域レジャー事業者の氏名・住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
勸告に係る事業所の名称	
勸告の内容	
勸告の理由	
措置期間	
* この勸告に従わないときは、条例第31条第2項の規定によりその旨及びその勸告の内容を公表されることがあります。	

様式第15号（第43条関係）

（表）

沖公委（地）第 年 月 号 日	
殿	
沖縄県公安委員会 ㊟	
意見の聴取通知書	
次のとおり意見の聴取を行いますので、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第43条第1項の規定により通知します。	
予定される公表の内容	
公表の原因となる事実	

根拠となる条例の条項	
申述書の提出先	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備考	
意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
(裏)

<p>意見の聴取に際しての注意事項</p> <p>1 申述書には、意見の聴取通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他事実の内容についての意見を記載して提出してください。 なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。</p> <p>2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。</p> <p>3 公安委員会は、あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき日時及び場所に出頭しないとき。）は、改めて申述書の提出又は口頭による意見の聴取を求めません。</p> <p>4 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手續をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書（様式第17号）を沖縄県公安委員会に提出してください。</p> <p>5 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、沖縄県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（様式第19号）により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。</p> <p>6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。</p>
--

様式第16号（第43条関係）

年 月 日	
<p>沖縄県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">申 述 書</p> <p>沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第43条第3項の規定により提出します。</p>	
意見の聴取通知書の番号及び日付	沖公委（地）第 年 月 日 号
公表の原因となる事実その他事案の内容についての意見	

備	考
---	---

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第17号（第44条関係）

年 月 日	
沖縄県公安委員会 殿 住所 氏名 代理人選任届出書	
私は、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第44条第3項の規定により、次の者を代理人として選任し、申述書の提出又は口頭による意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。	
意見の聴取通知書の番号及び日付	沖公委（地）第 年 月 日 号
代理人の住所	
代理人の氏名	
代理人との関係	

様式第18号（第44条関係）

年 月 日	
沖縄県公安委員会 殿 住所 氏名 代理人資格喪失届出書	
私の代理人は、その資格を失ったので沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第44条第4項の規定により届出をします。	
意見の聴取通知書の番号及び日付	沖公委（地）第 年 月 日 号
代理人の住所	
代理人の氏名	

様式第19号（第45条関係）

--

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住所

氏名

意見の聴取日時等変更申出書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第45条第2項の規定により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見の聴取通知書の 番号及び日付		沖公委（地）第 年 月 日 号	
変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

様式第20号（第45条関係）

		沖公委（地）第 年 月 日 号	
殿			
		沖縄県公安委員会 ㊟	
意見の聴取日時等決定通知書			
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第45条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。			
意見の聴取日時等変更申出書の番号及び日付		第 年 月 日 号	
<input type="checkbox"/> 意見の聴取の日時又は場所の変更決定			
変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	
<input type="checkbox"/> 意見の聴取の日時及び場所の不変更決定			
意見の聴取の日時及び場所			

を 変更しない理由	
--------------	--

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第21号(第47条関係)

殿 指 示 書	沖公委(地)第 年 月 日 号 沖縄県公安委員会 ㊟
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第31条第4項の規定により、措置すべき事項を次のとおり指示する。	
指示に係る条例第5条第1項の届出をした者又は海域レジャー事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
<p>(注意事項) この指示に従わないときには、条例第44条第1項第5号の規定により罰せられることがあります。</p> <p>(教示事項)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会(沖縄県警察本部警務部監察課経由)に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置(執行停止)を、審査庁(審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。)に対し申し立てることができます(執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。)</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第22号(第48条関係)

第 年 月 日 号

沖縄県公安委員会 殿

警 察 署 長 ㊟

停止命令・廃止等命令上申書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に違反した者について、次のとおり行政処分の必要があると認められるので、関係書類を添えて上申します。

被 処 分 者	本 籍	
	住所（法人にあつては事務所所在地）	電話番号
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	電話番号
□海水浴場□催物□事業所の場所		
□海水浴場□催物□事業所の名称		
事業等の種別		□海水浴場の開設 □催物の開催 □海域レジャー事業
届出の有無		□ 有り □ 無し 年 月 日届出
行政処分歴の有無		□ 有り □ 無し
発覚の端緒		
違反の概要		
適用条項		
証拠書類		
事件送致の有無		<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 送致済 年 月 日（送致先 ） <input type="checkbox"/> 起訴相当処分の情状意見を付して送致 <input type="checkbox"/> 寛大相当処分の情状意見を付して送致 <input type="checkbox"/> 送致予定 年 月 日 <input type="checkbox"/> 送致しない（理由 ）
処分に対する意見		<input type="checkbox"/> 停止命令 <input type="checkbox"/> 中止命令 <input type="checkbox"/> 廃止命令
処分意見		

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第23号（第49条関係）

沖公委（地）第 年 月 日 号 殿 沖縄県公安委員会 ㊟ 停 止 命 令 書	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第32条第1項の規定により、次の（□海水浴場を公衆の利用に供すること、□催物を開催すること、□海域レジャー事業を営むこと）について、次のとおり停止を命ずる。	
停止に係る海水浴場、催物又は事業所の名称及び代表者の氏名・住所（法人にあつては、事務所の所在地、代表者の氏名）	

停止の範囲	
停止の期間	
処分の理由	
<p>(注意事項) この命令に従わないときには、条例第43条第5号の規定により罰せられることがあります。</p> <p>(教示事項)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第24号（第49条関係）

沖公委（地）第 年 月 号 日	
殿 沖縄県公安委員会 ㊟	
廃止等命令書	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第32条（□第2項、□第3項、□第4項）の規定により、次のとおり（□海水浴場の廃止、□催物の開催の中止、□海域レジャー事業の廃止）を命ずる。	
廃止等に係る海水浴場、催物又は事業所の名称及び代表者の氏名・住所（法人にあっては、事務所の所在地、代表者の氏名）	
処分の理由	
<p>(注意事項) この命令に従わないときには、条例第43条第5号の規定により罰せられることがあります。</p> <p>(教示事項)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審</p>	

査庁の判断となります。)

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第25号（第50条関係）

受 領 書

海 水 浴 場
 催 物 名 称
 事 業 所

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

私は、 年 月 日付け沖縄県公安委員会(地)第 号による
 の通知を確かに受領いたしました。

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

氏名

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第26号（第51条関係）

	受 理 年月日		受 理 号	
沖縄県公安委員会 殿				年 月 日
	申請者	住 所		
		氏 名		
	（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主た			

る事務所の所在地)
電話番号 ()

安全対策優良海域レジャー提供者指定申出書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第34条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供者として指定していただくよう申し出ます。

1 事業所名

2 事業所所在地

(電話)

3 指定の申出に係る事業種別

- 海水浴場
- プレジャーボート提供業
- マリーナ業
- カヌー等提供業
- 潜水業
- スノーケリング業
- 水上設置遊具運営業

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第27号 (第51条関係)

沖公委 (地) 第 年 月 号 日

殿

沖縄県公安委員会 ㊟

安全対策優良海域レジャー提供者指定通知書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第34条第1項の規定による安全対策優良海域レジャー提供者に指定したので同条第2項の規定により、次のとおり通知する。

1 指定の期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

2 指定事業所名

3 上記事業所の所在地

(電話)

4 指定に係る事業種別



様式第29号（第51条関係）

	沖公委（地）第 年 月 日
殿	
	沖縄県公安委員会 ㊟
安全対策優良海域レジャー提供業者指定取消通知書	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第34条第4項の規定により安全対策優良海域レジャー提供業者の指定を取り消したので、次のとおり通知する。	
1 取消しの期日	
年 月 日	
2 指定を取り消した事業所名	
3 上記事業所の所在地	
（電話 ）	
4 取消しに係る事業種別	

様式第30号（第54条関係）

	沖公委（地）第 年 月 日
殿	
	沖縄県公安委員会 ㊟
通 知 書	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第37条第1項の規定により海域及び内水域を調査した結果、危険箇所を発見したので次のとおり通知する。	
危険海域及び内水域	
危険理由	
添付書類	

備	考

様式第31号 (第56条関係)

(表)

		第 号
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第39条第5項第1号の規定による事業に従事する海域レジャー適正化事業指導員の身分証明書		
25mm 30mm 写真	氏名 年 月 日生 年 月 日交付 沖縄県公安委員会指定 海域レジャー適正化事業実施機関 名 称	⑥
85mm		
54mm		

(裏)

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例抜粋	
第39条	略
2～4	略
5	海域レジャー適正化事業実施機関は、次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 水難事故の防止その他この条例の遵守に関し海域レジャー提供者に対する助言及び指導を行うこと。
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則抜粋	
第56条	海域レジャー適正化機関は、条例第39条第5項第1号に掲げる業務を行わせるため、海域レジャー適正化事業指導員を選任しなければならない。 2 海域レジャー適正化機関は、海域レジャー適正化事業指導員に対し、様式第31号の身分を示す証明書を交付しなければならない。 3 海域レジャー適正化事業指導員は、第1項の業務を行うに当たっては、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。